当院は診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています

正確な情報を取得・活用するため、保険証に代わりマイナンバーカードの利用にご協力をお願いいたします。

初診、再診の患者さんには、医療情報・システム基盤整備体制充実加算として以下の費用をご負担いただきます。

医療情報・システム基盤整備体制充実加算

初診

健康保険証を提示した場合	6点（加算1）
マイナンバーカードを利用した場合	2点（加算2）

再診

マイナンバーカードを提示しない場合	2点（加算3）

医療法人医誠会
医誠会病院付属透析クリニック
Medical Corporation ISEIKAI

2023年4月　現在

マイナンバーカードの健康保険証利用

特定健診情報・薬剤情報について

マイナンバーカードを健康保険証として利用する場合、本人が同意をすれば、医師があなたの**特定健診情報・薬剤情報**を閲覧すること※が可能になりました。

※同意に基づいて、医療機関からオンライン資格確認実施機関に特定健診情報等を照会し、医療機関へ提供されます。

どんないいことがあるの？

初めての医療機関でも、今までに使った**正確な**薬の情報やご自身の過去の健康状況が医師と共有できることで、**より多くの情報**に基づいた、診療を受けることが可能となります。

特定健診情報って？

４０歳から７４歳までの方を対象に、メタボリックシンドロームに着目して行われる健診結果の情報です。

※ 75 歳以上の方の健診情報は、後期高齢者健診情報です。

医師が閲覧可能な情報項目

- **受診者情報**
- **特定健診結果情報**※
- **質問票情報（服薬・喫煙歴等）**※
- **メタボリックシンドローム基準の該当判定**※
- **特定保健指導の対象基準の該当判定**※

※ 2020 年度以降に実施したものから５年分の情報が参照可能

薬剤情報って？

医療機関で投与されたお薬や薬局等で受け取ったお薬の情報です。

※注射・点滴等も含みます。

医師が閲覧可能な情報項目

- **受診者情報**
- **過去のお薬情報**※

（調剤年月日、医薬品名、成分名、用法、用量など）

※ 2021 年９月以降に診療したものから３年分の情報が参照可能

「特定健診情報・薬剤情報のご案内」（厚生労働省）（https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000843671.pptx）を加工して作成